指　名　通　知　書

指　市　環　第　492　号
令　和　8　年　1　月　20　日

指宿市長　　打越　明司

あなたを下記入札案件に係る指名競争入札の入札者として指名しましたので，下記条項を承知の上，入札に参加されるよう通知します。なお，この通知後，指名停止があったときは，入札には参加できません。

1　入札に付する事項	番　号	第　一　号	搬出場所	指宿市十二町4442番地1
	件　名	令和7年度資源ごみ分別収集缶（アルミ缶）売払い（4回目）		
	搬出期限	売買代金支払後一週間以内		
2　概　　要		資源ごみ分別収集で集まった有価物（アルミ缶）の売払い ◆収集（予定）数量：13，939kg（令和7年10月～12月） ※12月分は，昨年度実績値により算出。		
3　契約書の条項を閲覧したい場合	閲覧場所	市民福祉部 環境政策課		
	閲覧期間	本通知の日から入札の前日までの平日午前9時から午後5時まで		
	電子データの貸出	(有)　無	指宿市財政課に問い合わせること。ただし，提供ファイルはＰＤＦ形式とする。	
4　現場説明の日時及び場所		有　(無)	日　時	
			場　所	
5　入札の日時及び場所	日　時	令和8年2月13日　午前9時00分	場　所	指宿市役所3階 大会議室
6　入札保証金	見積もる契約金額の100分の5以上　・(免除)			
7　最低制限価格	有　・　(無)　（最低制限価格は，指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱（令和５年４月１日改正）により設定する。）			
8　入札書記載金額	入札書には，入札金額の110分の100の金額（いわゆる税抜き価格）を小数第２位まで記載すること。 また，契約金額は入札書に記載された金額とし，請求額は契約金額に実施数量を乗じ当該金額の100分の10に相当する額（取引にかかる消費税及び地方消費税の額）を加算した額とする。ただし，１円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。			
9　無効入札	次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とする。 （1）　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 （2）　記名押印がない入札書による入札 （3）　入札書記載の金額，氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札 （4）　入札金額が加除訂正されている入札書による入札 （5）　記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札 （6）　入札保証金が未納又は不足する者のした入札。ただし，指宿市契約規則（平成18年規則第44号）第７条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された者を除く。 （7）　同一事項について２通以上の入札をした者の入札 （8）　他の入札者の代理を兼ね，又は２人以上の入札者の代理をしてした入札 （9）　談合その他の不正な行為があったと認められる入札 (10)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者の入札 (11)　その他入札条件に違反したと認められる者のした入札			
10　落札者の決定	予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。			
11　契約保証金	契約金額の100分の10以上　・(免除) （ただし建設工事で契約金額が500万円以下の場合は免除）			
	契約保証金の手段は次の各号のいずれかとなる。 （1）　契約保証金（金銭）　（2）　利付国債 （3）　銀行等の保証　（4）　前払保証事業会社の保証 （5）　公共工事履行保証証券による保証　（6）　履行保証保険契約の締結			
12　前金払	有　（ただし，指宿市会計規則（平成18年指宿市規則第39号）第44条の規定に基づくものとする。）		(無)	
13　落札者の契約書等の提出	落札者は，落札決定通知を受けた日から５日以内（建設工事に係る落札者については７日以内）に，契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし，当該届出書については，提出を要しないと認められるときはこの限りでない。なお，期間が経過した場合は，落札者が，契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。			
14　代理入札	代理人による入札をしようとするときは，入札前に代理委任状を提出すること。			
15　注意事項	（1）　建設工事の場合，主任技術者，監理技術者は，入札の執行日以前３か月以内に雇用された者ではないこと。 （2）　提出した入札書の書換え，引換え又は撤回をすることができない。（地方自治法施行令第167条の８第３項） （3）　本案件の契約が困難なため入札に参加できないときは，入札前日までに財政課財産契約係まで辞退を申し出ること。 （4）　辞退等により入札者が２者に満たない場合は，入札は行わない。 （5）　入札結果の公表は，指宿市ホームページへの掲載及び総務部財政課での閲覧とする。			